

札幌対 50827 号
平成 28 年 (2016 年) 10 月 11 日

札幌市長 秋元 克広 様
(環境局環境事業部)

札幌市長 秋元 克広
(環境局環境都市推進部)



駒岡清掃工場更新事業環境影響評価方法書に係る意見について

標記の件について、札幌市環境影響評価条例第 14 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり意見を述べます。

記

事業者は次の事項を十分に踏まえ、本事業に係る環境影響の調査、予測、評価を実施し準備書に反映させること。

1 施設の存在及び供用について

- (1) 大気質について、事業予定地の地形及び住居位置を考慮し、過小評価とならないような予測、評価を行うこと。
- (2) 悪臭について、事業予定地の地形及び住居位置を考慮するとともに、現工場などの調査結果をふまえ、過小評価とならないような予測、評価を行うこと。
- (3) 景観について、煙突の圧迫感の予測・評価方法は形態率による予測、評価だけでなく、垂直見込み角による予測、評価も行うこと。
また、煙突の色及び形状の評価を実施すること。

2 工事の実施について

- (1) 動植物及び生態系について、「建設機械の稼働」「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行」を影響要因の区分として選択すること。
- (2) 動植物及び生態系について、影響が大きいと判断した場合の対応として、単なる工事時期の変更や工事規模の任意の縮小ではなく、変更した場合の影響についても予測評価をすること。
- (3) 動植物及び生態系について、現地調査で希少猛禽類の生息が確認された場合は、調査範囲を境界から 200m の範囲に限定せず、営巣地の特定と「工事の実施」による影響の緩和措置を検討すること。
天然記念物クマガウラについても、現地調査で繁殖行動が観察された際には、騒音

の発生に十分に配慮すること。

3 その他

- (1) 今後の札幌市のごみ減量施策と資源化施策（例えば生ごみ資源化など）の推進、札幌市南部地域の将来の人口動態評価を確実に行うことにより、適切な規模の焼却能力を予測・検討し、焼却炉の設置に伴う環境影響のさらなる低減を行なうこと。
- (2) 動植物及び生態系の参照資料に札幌市版レッドリストを追加すること。
- (3) 人と自然との触れ合いの活動の場について、本事業における環境影響評価の項目としての必要性を再検討すること。

